

広島県教育委員会規則第五号

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一級の項中

「広島市立志屋小学校

” 小河内小学校

を

「広島市立志屋小学校

に改め、同表

の一級の項中

「福山市立走島小学校  
呉市立豊小学校

を「呉市立豊小学校

に、

「 ” 北広島町立芸北小学校  
福山市立走島中学校

を

「 ” 北広島町立芸北小学校

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。